

## 第6 産業廃棄物

### 1 産業廃棄物

#### (1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成25年度の横浜市における産業廃棄物発生量（推計）は、約1,111万トン（前年度比1.6%増加）です。中間処理等による減量化量は約717万トン、再生利用量は約288万トン、埋立や海洋投入により最終処分される量は約104万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化 (単位：千トン／年)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
発生量	10,119	10,782	11,018	10,930	11,105
減量化量	7,411	7,306	7,073	7,129	7,170
再生利用量	2,046	2,626	2,880	2,919	2,884
最終処分(埋立, 海洋投入)が必要な量	662	850	1,066	870	1,041

#### (2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋立処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成26年度に市内で埋立処分された量は、13,431トンでした。内訳は、処分業者による処分3,554トン、市による処分9,877トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、483,956トンで、その種類は赤泥及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で埋立中の産業廃棄物最終処分場は、民間処理業者が設置した施設が1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成26年度末現在、公共関与の最終処分場については残容量が少なくなっています。

なお、我が国では海洋投入処분을禁止するロンドン条約<sup>(※)</sup>の批准をしており、今後の海洋投入処分の在り方が問われています。

#### ※ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准。

また、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約96年議定書」が2006年（平成18年）に発効。

## 2 第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）<sup>スリム</sup>

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第6次計画（平成23年3月策定、計画期間 平成23年度～27年度）に沿って取組が行われています。

### 【計画目標】

#### 1 もっと進めよう3R<sup>スリーアール</sup>

- (1) 市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について10%削減を目指します。
- (2) 産業廃棄物の3Rを推進し、平成27年度の再生利用率・減量化率の合計を93%以上に引き上げ、最終処分率を発生量の7%以下とすることを目指します。

#### 2 環境にやさしい処理で、今も未来も安全・安心

- (1) 市内で保管されているPCB廃棄物について、平成28年度までに処分が完了するよう体制を整えます。
- (2) 産業廃棄物の不適正処理を未然防止するため、監視パトロールを強化します。
- (3) 処理業者について、排出事業者が安心して委託できる評価制度を実施します。
- (4) 公共関与による新規最終処分場の整備をします。
- (5) 地球温暖化対策として、熱回収施設の認定や低公害車の利用を促進します。
- (6) 緊急・災害時の廃棄物処理体制を見直し、整備します。

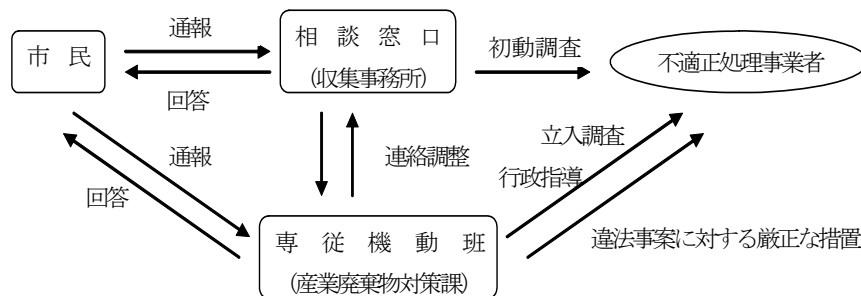
#### 3 みんなで考えよう、産業廃棄物のこと

- (1) 市民が産業廃棄物を身近に感じられるよう啓発活動を実施します。
- (2) 排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合をします。
- (3) 事業系廃棄物に関する問合せ先の一体化を検討します。



## 3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



苦情件数の推移

(単位：件)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
件数	48	84	97	108	55

## 4 排出事業者指導

市内に約 14 万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所約 8,400 を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理状況を指導しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成 26 年度の事業所立入数は 626 件、分析調査は延べ 25 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 500 事業所を対象に、処理に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

平成 27 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立ち入り等の指導を強化する等、再生砕石への石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の混入防止を徹底しています。処理法改正に伴い新たに創設された、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

## 5 PCB 廃棄物適正処理の推進

市内の PCB 廃棄物のうち高濃度 PCB 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の東京 PCB 廃棄物処理施設（1 都 3 県の PCB 広域処理施設）において、低濃度 PCB 廃棄物は廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設において順次処理されています。

平成 24 年度にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が改正され、PCB 廃棄物の処分の期間は平成 39 年 3 月 31 日まで延長されましたが、処理が行われるまでの間、法令及び平成 24 年 4 月に施行した横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づき、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等の PCB 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

## 6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます。(処分業とは、焼却・破砕などの中間処理業及び埋立・海洋投入の最終処分業です。)

### (1) 許可件数の推移

(単位：件)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新規	469 (28)	21 (2)	9 (2)	6 (1)	7 (0)
変更	94 (14)	46 (5)	15 (1)	29 (5)	16 (0)
更新	1,038 (80)	89 (7)	87 (8)	72 (14)	96 (8)
合計	1,601 (122)	156 (14)	111 (11)	107 (20)	119 (8)

( ) は内数＝特別管理産業廃棄物処理業、許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計

### (2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収集運搬	6,148	2,447	1,822	1,355	812
収集運搬 中間処理	107	69	65	64	61
中間処理	14	52	55	58	62
収集運搬 最終処分	0	0	0	0	0
中間処理 最終処分	0	1	1	1	1
最終処分	2	2	2	2	2
合計	6,271	2,571	1,945	1,480	938

### (3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

### (4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

## 7 最終処分指導

市内で埋立処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、浸出液処理設備の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

## 8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

## 9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出書の審査及び現場パトロール等により分別解体等及び石綿対策等の指導を行っています。

届出等の件数

(単位：件)

年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
法	届出	6,468	6,568	7,351	7,593	6,893
	通知	1,321	1,183	1,309	1,270	1,248
計		7,789	7,751	8,660	8,863	8,141
要綱		1,396	1,461	1,564	1,643	1,354
計		9,185	9,212	10,224	10,506	9,495
現地指導調査		432	443	426	406	413

## 10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破碎業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数(平成27年3月末現在)

登録業者		許可業者	
引取業	560	解体業	39
フロン類回収業	80	破碎業	11

## 11 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、地下水汚染の拡散防止対策や廃棄物崩落・飛散防止対策を、本市が行政代執行で行っています。